

<物件概要書>

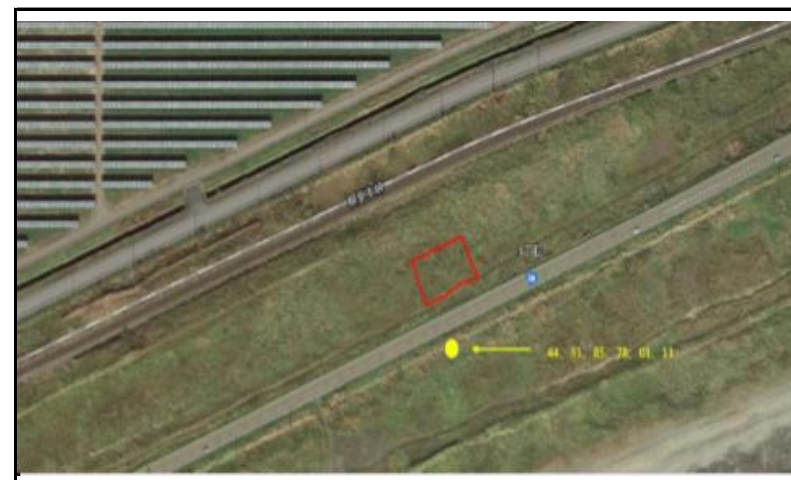
恋問3丁目太陽光発電所

～2020年 6～8月頃 連系可能案件～

■案件概要

発電所名	恋問3丁目太陽光発電所		
売電価格	14円		
設備ID	A609680A01		
所在地	北海道白糠郡白糠町恋問三丁目1-40、1-41		
出力容量	PV	96.15kw	PCS 49.5kw
PV/PCS	PV	ジンコ	PCS ハーウェイ
土地契約形態	所有権	250万円	販売価格に含む
連系予定日	2020年 6～8月頃		
販売価格	¥18,150,000	(税込)	(土地代込)
備考			

■位置図



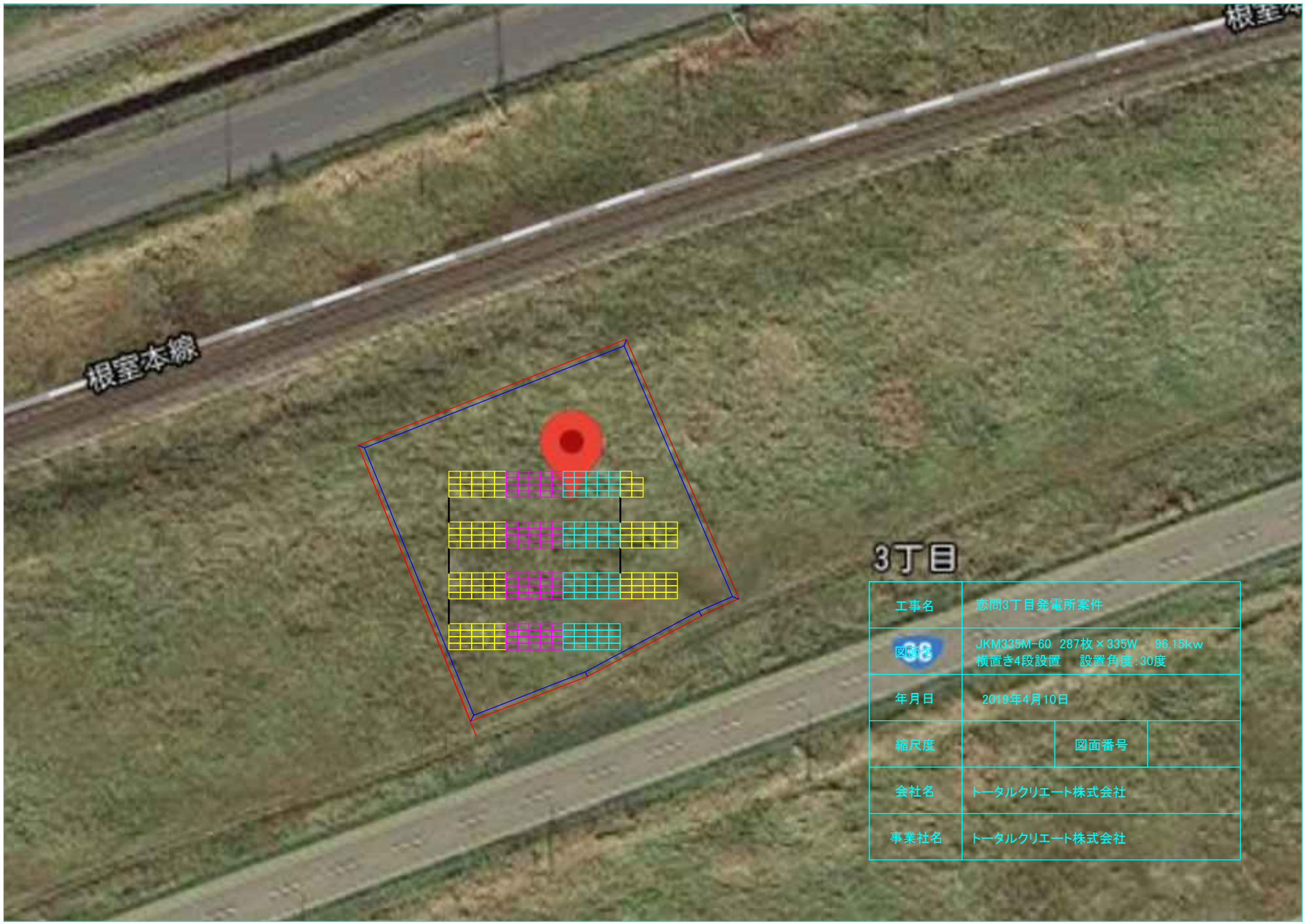
■航空写真



発電シミュレーションは、実行時の効果を保証するものではありません。

連系予定は電力会社との調整及び経産省手続状況により、前後する可能性があります。





根室本線

根室

3丁目

工事名	志問3丁目発電所案件		
区画名	JKM335M-60 287枚×335W 96.15kw 横置き4段設置 設置角度:30度		
年月日	2019年4月10日		
縮尺度		図面番号	
会社名	トータルクリエート株式会社		
事業社名	トータルクリエート株式会社		

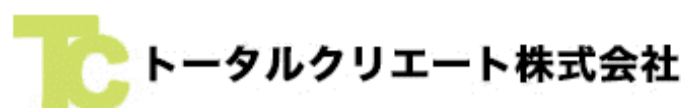
発電シミュレーション

作成日： 2020年4月24日

発電所名	恋問3丁目太陽光発電所	
設置場所	北海道	白糠
	(都道府県)	(日射量観測地点)
太陽電池モジュール種類	JKM335M-60H	
公称最大出力	335 w	
設置方位 (南0°、西を正)	南0°	
設置角度	30°	
太陽電池モジュール合計枚数	287 枚	
太陽電池モジュール合計出力	96.145 kW	
年間1Kwの発電係数	1241 kWh/年	
パワーコンディショナ種類	SUM2000-4.95KTL-JPL0	
パワーコンディショナ損失	2 %	
ピークカット	6.49	

【算出条件】

- ・公称最大出力は、JIS規格に基づいて算出された太陽電池モジュールの出力です。
- ・気象データはNEDOの全国日射関連データの日射データを使用しています。
- ・本シミュレーション結果は実際の設置時の発電量を保証するものではありません。あくまで目安となります。



[本社]
〒450-6321
愛知県名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋21階

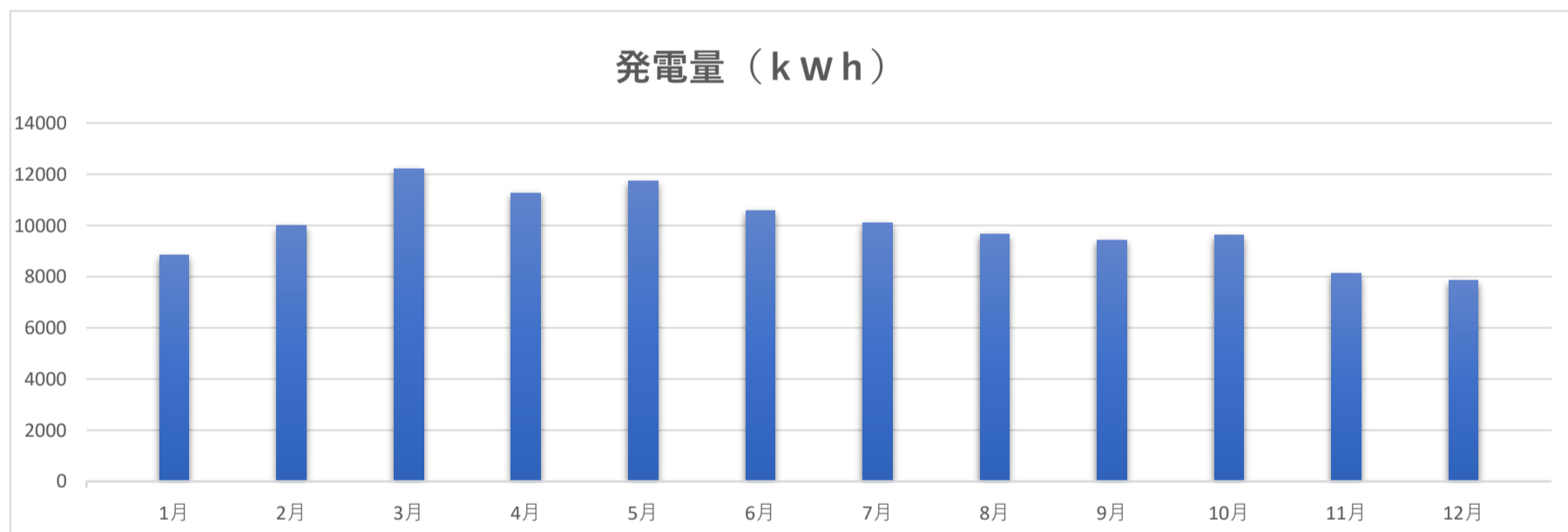
年間予測発電電力量	119,317	kWh
-----------	----------------	------------

【日射量】

月平均斜面日射量	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
	3.55	4.44	4.91	4.68	4.72	4.39	4.06	3.88	3.91	3.86	3.37	3.15	4.07667

【発電量】

月間発電量 (kWh)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	8,831	9,976	12,215	11,267	11,742	10,569	10,100	9,652	9,413	9,602	8,113	7,836



【算出式】

月間発電量(kWh) = 太陽電池容量(kw) × 月平均斜面日射量 × 月間日数 × パネル損失 × PV損失 × パワーコンディショナー損失 × ピークカット

【注意事項】

- ・諸条件（気象、立地、設置条件等）により、実際の発電電力量は大きく変動する場合があります。
- ・北面設置及び影の影響により発電量はシミュレーションより大きく減少します。ご了承ください。

設備関連

設置枚数	287	枚
モジュール最大出力	335	w
システム容量	96,145	kWh
年間1Kwの発電係数	1241	kWh/年
想定年間発電量	119,317	kWh/年

1年間の総発電量	119,317	kwh
1年間の売電金額	1,670,438	円

10.0%

表面利回り

10.0

年以内で投資回収が可能と試算されます。

コスト関連

イニシャルコスト	16,704,380	円(税抜)
売電単価(税抜)	14	円/kWh
Co2削減	49,278	t-co2

20年間の総発電量	2,386	MWh
20年間売電金額	33,408,760	円
イニシャルコスト	16,704,380	円
20年間の売電利益	16,704,380	円

	設置時点	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
総発電量(kWh)	0	119,317	119,317	119,317	119,317	119,317	119,317	119,317	119,317	119,317	119,317
売電価格(年間)	0	1,670,438	1,670,438	1,670,438	1,670,438	1,670,438	1,670,438	1,670,438	1,670,438	1,670,438	1,670,438
イニシャルコスト	16,704,380	-15,033,942	-13,363,504	-11,693,066	-10,022,628	-8,352,190	-6,681,752	-5,011,314	-3,340,876	-1,670,438	0
金利手数料		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年間利益		1,670,438	1,670,438	1,670,438	1,670,438	1,670,438	1,670,438	1,670,438	1,670,438	1,670,438	1,670,438

	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目
総発電量(kWh)	119,317	119,317	119,317	119,317	119,317	119,317	119,317	119,317	119,317	119,317
売電価格(年間)	1,670,438	1,670,438	1,670,438	1,670,438	1,670,438	1,670,438	1,670,438	1,670,438	1,670,438	1,670,438
イニシャルコスト	1,670,438	3,340,876	5,011,314	6,681,752	8,352,190	10,022,628	11,693,066	13,363,504	15,033,942	16,704,380
金利手数料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年間利益	1,670,438	1,670,438	1,670,438	1,670,438	1,670,438	1,670,438	1,670,438	1,670,438	1,670,438	1,670,438

注意事項

売電量はパネルのロス率以外に電気設備の抵抗、パネルの方向、傾斜角、外気温によるマイナスが有り、又発電係数も上下するので実際の売電量は上記数値より多少変わります。
 年間利益等は固定資産税などの租税、借入が有る時の金利、又会社によつての経理方法で多少変わります。
 税制優遇処置等は年度・地域により異なり詳しくは当社担当もしくは管轄の税務署、役所にて確認してください。



トータルクリエート株式会社
 〒450-6321 愛知県名古屋市中村区名駅1-1-1
 TEL 052-526-8881 FAX 052-526-8882

表題部 (土地の表示)		調製	平成13年2月8日	不動産番号	4600000037256
地図番号	Q12-45・Q12-55・R12-41	筆界特定	余白		
所在	白糠郡白糠町タン子ニイ			余白	
	白糠郡白糠町恋問三丁目			平成29年9月23日変更 平成29年9月25日登記	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
6番	原野		9917	余白	
余白	余白		7042	③錯誤 国土調査による成果 〔昭和51年5月20日〕	
余白	余白		6872	③錯誤 〔昭和51年7月31日〕	
6番1	余白		5219	①③6番1、6番2に分筆 〔昭和51年8月5日〕	
余白	余白		908	③6番1、6番4ないし7に分筆 〔昭和54年10月22日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成13年2月8日	
1番40	余白	余白		①変更 〔平成29年9月25日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和55年1月17日 第1427号	原因 昭和55年1月11日売買 所有者 目梨郡羅臼町松法町3番地1の2 四ッ屋 養吉 順位6番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成13年2月8日

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(釧路地方法務局管轄)
令和元年12月17日
東京法務局港出張所

登記官

高野 晃



表題部 (土地の表示)		調製	平成13年2月8日	不動産番号	4600000037258
地図番号	Q12-45・Q12-55・R12-41	筆界特定	余白		
所在	白糠郡白糠町タン子ニイ			余白	
	白糠郡白糠町恋問三丁目			平成29年9月23日変更 平成29年9月25日登記	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
6番4	原野	966		6番1から分筆 〔昭和54年10月22日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成13年2月8日	
1番41	余白	余白		①変更 〔平成29年9月25日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和55年1月17日 第1427号	原因 昭和55年1月11日売買 所有者 日梨郡羅臼町松法町3番地1の2 四ツ屋 養古 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成13年2月8日

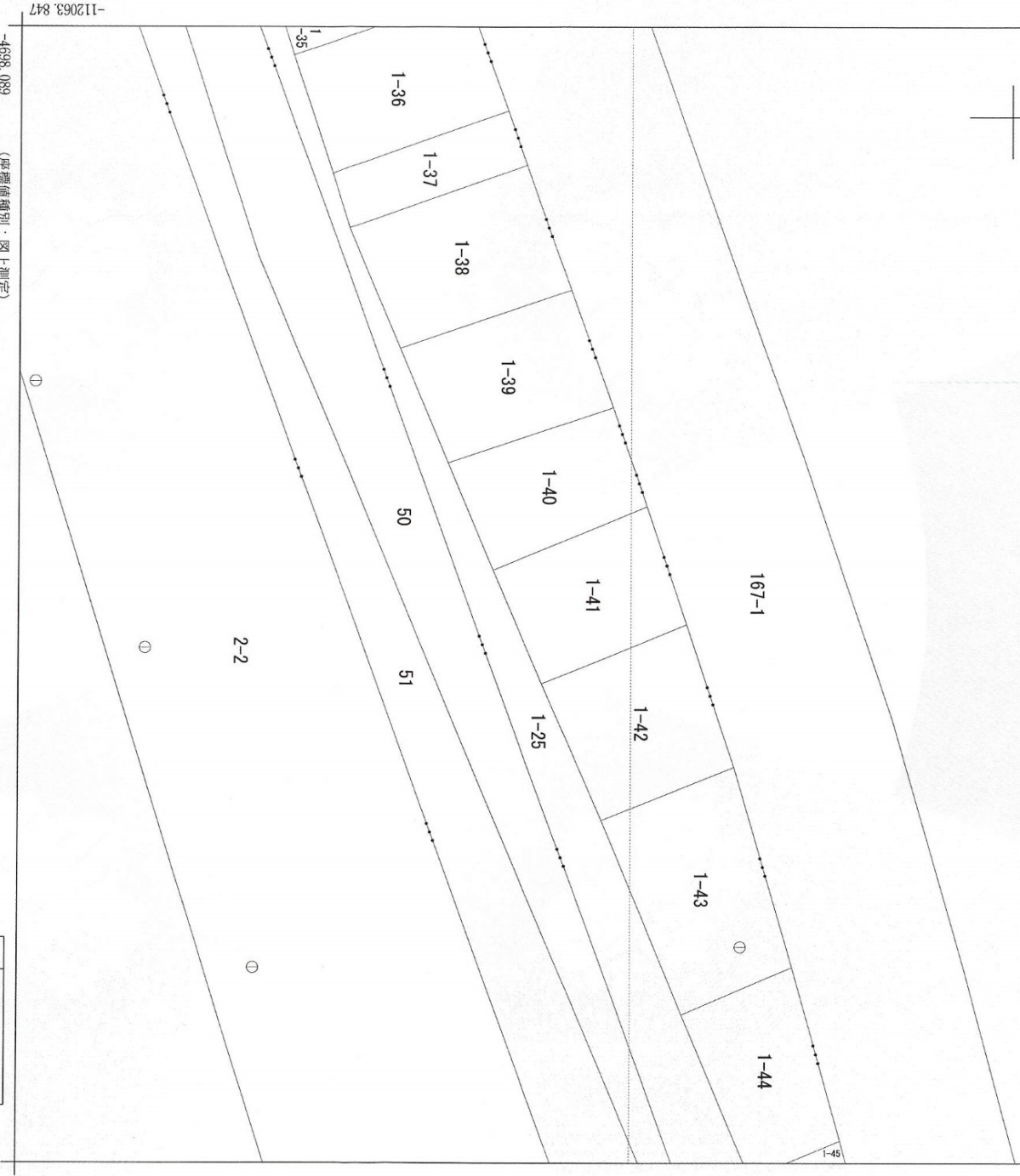
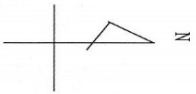
これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(釧路地方務局管轄)
令和元年12月17日
東京法務局港出張所

登記官

高野 晃





(座標値種別：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ (tokachi2003. par) による修正がされています。

座標値種別：図上測定

座標目
恋間3丁目
恋間3丁目

請求部分	所在			白糠郡白糠町恋間三丁目		地番	1番41		種類	地籍図
	出尺	精度	乙	座標系 番号又は 記号	XIII		分類	地図(法第14条第1項)		
作成年月日	1/1000	1/1000	乙		備付年月日 (原図)	昭和57年12月11日	補事項			

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(測路地方法務局管轄)

令和元年12月25日

東京法務局港出張所

登記官

高野晃



請求番号：24-2

(1/1)

株式会社ブルーリボン
佐々木 遥 殿

一般社団法人 太陽光発電協会
J P E A 代行申請センター

再生可能エネルギー発電事業計画の認定について（通知）

2019年12月20日付けをもって代行申請依頼があった上記の件について、経済産業大臣に対して代行申請を行ったところ、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第3項の規定に基づき、下記のとおり再生可能エネルギー発電事業計画の認定がなされましたので、通知します。

記

1. 再生可能エネルギー発電事業計画の主な内容

認定日	2020年3月9日	
設備ID	A609680A01	
担当経済産業局	北海道経済産業局	
手続番号	20200204北海道第18号	
事業者名	株式会社ブルーリボン	
代表者氏名	佐々木 遥	
事業者住所	東京都港区六本木2-3-7-804	
「地方税法第七十二条の四に規定する国及び法人」への該当	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
発電設備の区分	太陽光発電設備（10kW以上500kW未満）	
発電設備の出力	49.5kW	
発電設備の名称	恋問三丁目太陽光発電所	
発電設備の設置場所	北海道白糠郡白糠町恋問3-1-40 他1筆	
太陽電池に係る事項	製造事業者	JINKO SOLAR
	種類	A2: 多結晶のシリコンを用いた太陽電池
	変換効率	18.50%
	型式番号	JKM325PP-72-J
	枚数	288枚
	合計出力	93.6kW
配線方法	Z: 全量配線（太陽光）	
電気供給量の計測方法	単独計測	

自家発電設備等の設置の有無	無し
接続契約締結日	2019年11月22日

2. 調達価格・調達期間・運転開始期限日

調達価格	14 00円 / k W h (税抜き)
調達期間	20年
運転開始期限日	2023年3月8日 (認定日から起算して3年後の日)

3. 備考

- (1) 運転開始期限日までに、法第2条第5項に規定する特定契約に基づいて再生可能エネルギー電気の供給が開始されない場合、調達期間は、運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとなります。
- (2) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第5条第1項第6号の規定により、運転開始後1ヶ月以内に、当該発電設備の設置に要した費用に関する情報等を「再生可能エネルギー電子申請ホームページ」により提出してください。また、経済産業大臣に提出を求められた場合は、同項第7号の規定により、当該発電設備の運転に要する費用に関する情報等を「再生可能エネルギー電子申請ホームページ」により提出してください。
- (3) 本認定後、認定基準の充足を確認するために必要な情報又は資料の提出や事業計画内容の補正を求める場合があります。

< 教示 >

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により経済産業大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の審査請求をすることができなくなります。

この処分についての取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。